

2015年5月8日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 田中 充

インド国北東州道路網改善事業  
(協力準備調査(有償))  
スコーピング案に対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2015年4月10日(金) 14:01～17:15
- ・場所：JICA 本部(111 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、清水谷委員、田中委員、松本委員、米田委員
- ・議題：インド国北東州道路網改善事業に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配布資料：インド国北東州道路網改善事業に係るスコーピング案事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第58回委員会)

- ・日時：2015年5月8日(金) 14:31～18:25
- ・場所：JICA 本部(会議室：1階 113 会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

## **はじめに：助言の提出にあたって**

本件「インド国北東州道路網改善事業（協力準備調査（有償））スコーピング案に対する助言」では、JICA 事務局より、大きく 2 つの内容にかかわる助言が同時に要請されている。すなわち、本来個別に要請されるべきものが 10 区間まとめてインド側から要請されているが、これらを一度に支援を行うことは不可能として、第一は、全 10 区間を対象とする全体事業構想において優先整備区間を絞り込むこと（絞り込むに際しての環境社会配慮の考え方を明示すること）、第二は、フィジビリティスタディ段階として区間を想定しながら配慮すべき環境社会項目の評価・抽出などスコーピングを実施すること、である。

しかし、こうした検討作業について、本来は、別々にスコーピング検討を行うことが、一般的な計画検討のプロセスである。このような段階的な手順を取ることは、事業計画に則した適正なスコーピング結果の取りまとめに寄与するとともに、EIA 段階において調査等の手戻りを避けることを可能とし、環境社会配慮の面でも合理的で適切な手順として採用されるべきである。

さらに、今回の案件は、このような検討手順に加えて、全区間総体を対象として概括的に整理された資料データに基づき助言が求められていることから、通常のフィジビリティ段階の事業計画に対するスコーピング検討資料と比較して、具体性に欠ける水準であることも生じている。

JICA 事務局においては、本案件に内包されたこうした制約について認識するとともに、このことを教訓として、今後の助言案件の本委員会への提出に際しては、提出案件の時期および資料の精度等について、慎重かつ丁寧に検討することが必要である。

また、以下の助言の取りまとめに際しては、本案件の特殊性に鑑みつつ、環境社会配慮を踏まえた適切な優先整備区間の絞り込みが行えるようスコーピング案に対する助言内容を検討しているが、上に述べた制約が内包された資料をもとに取りまとめていることについて、十分に留意しておく必要がある。

## **全体事項**

1. DFR において、インド国の陸上交通政策を明示した上で、本事業の必要性について説明を加えること。
2. DFR において、10 区間ごとにそれぞれの項目について案件対象地域の概要を記述すること。特に、北東諸州は言語、宗教、民族が多様であり、その点を十分ふまえた概要を記述すること。
3. DFR において、整備優先区間に関して「全長 450km 以内」とする理由を記述すること。
4. DFR に掲載する現地の写真には地理的な位置を明記すること。
5. DFR において、それぞれの区間について、現地法令に基づき EIA 作成や環境認可が必要か、JICA ガイドラインに基づき EIA や RAP の作成が必要か、について記述すること。

## **代替案の検討**

6. DFR において、整備優先区間の選定段階における代替案検討が全区間に共通したものである旨を記述すること。
7. DFR において、交通状況の改善について必要性および制限要因を含めて調査し、記述すること。
8. DFR において、推奨代替案の妥当性について交通需要予測結果等に基づき長期的視点からも検証し、記述すること。
9. 代替案の検討プロセスにおいて、「案 2」(限定的な拡張・改良)と「案 3」(バイパス新設)の統合的な代替案の検討を含めて行うこと。

## **スコーピング・マトリックス**

10. DFR において、スコーピングが全区間に汎用性があることを前提にしたものである旨を記述すること。
11. DFR において、水文・水象、地下水の項に関連して雨水排水対策に留意して調査し、記述すること。
12. 自然環境の生態系の影響の項目で河川への影響についても検討すること。
13. 交通量の増加に伴う大気汚染による健康被害についてスコーピングの実施および関連する調査を行うこと。
14. 地域の意志決定や社会での合意形成のあり方を調査し、その結果を本事業の計画作成プロセスに役立てること。
15. 北東諸州の言語、宗教、民族は歴史的な経緯もあり、複雑で慎重な配慮が必要である。移転する住民だけでなく、移転住民を受け入れる地域のこと考えると「非自発的住民移転」「土地利用」「地域資源利用」「社会組織や地域の意思決定組織」「社会インフラや社会サービス」「地域経済と生活・生計」「被害と便益の偏在」「地域内の利害対立」「宗教施設」「貧困層」「少数民族/先住民族」については、スコーピング段階では「A-」として調査すること。

## **環境配慮**

16. DFR において、保護林を通過する区間が優先区間に選定された場合には、環境保護対策を十分に講じる案を作成して記述すること。
17. 集落以外の部分の自然環境、特に森林の状況についても、優先区間選定段階および代替案検討において考慮すること。
18. 事業の目的の項では、災害リスク低減についても言及すること。
19. DFR において、工事によって発生する廃棄物(残土や作業員のゴミ、排水等)の種類や量を調査し、記述すること。
20. 気候変動の影響に関して、長期的には高温化、極端な降水量変化が想定されることから、気候変化の方向性を踏まえて道路整備の方向性を検討すること。特に、多雨化が予測される場合には、道路整備に伴う地域の洪水対策・土壌浸食対策について

十分に考慮すること。

21. 対象地域が極度多雨地域であるため、土砂崩れなどの災害の箇所および時期の履歴を調査した上で、必要に応じて水害に対応すべく調査を追加すること。

## **社会配慮**

22. 対象路線が通過する森林を対象として、地域の人々による森林の利用と保全に対して本事業の実施が与える影響について調査を行い、必要に応じて緩和策を講じること。
23. 新土地取得法に関する記述の中で 7-8 割の同意が必要であることが書かれているが、地方インフラ整備など公共性の高い分野ではこの同意条項を廃止する大統領令公布が 2014 年末に閣議決定された。法令の成立状況を確認した上で、「インド国における住民移転関連法令」の記述を改訂するとともに、本調査に悪影響が及ばないように対応すること。
24. 社会的弱者への支援について、「対応策」では「個別の手当を支給する」とのみ書かれているが、社会的弱者への配慮は、手当の支給に留まらない。住民参加、補償、生計回復策など多面的に配慮を行うこと。
25. 北東諸州の言語、宗教、民族、歴史の多様性に鑑み、移転先の地域社会への影響を適切に調査すること。その際、移転住民を受け入れる地域社会への影響も調査すること。

## **ステークホルダー協議・情報公開**

26. JICA ガイドラインに則って、全区間を対象に SHM を行うこと。（ガイドライン 3.1.2.4 参照）。
27. 北東諸州の言語、民族、宗教、歴史をふまえた上で、異なる言語文化グループに対して、JICA ガイドラインに沿った説明と協議を行うこと。
28. 対象道路の沿線住民が SHM 会場に容易に参加できるように SHM の開催場所の間隔に配慮し、SHM を設計すること。

## **その他**

29. DFR においては、実効的かつ継続性を伴う道路運営管理体制の構築について検討し、記述すること。

以 上